

令和8年定例会9月定例会議における一般質問の 通告期限に係る対応について

1. 経緯

令和7年12月19日の議会運営委員会において、9月定例会議における一般質問に関して、通告期限が早期になることについて何らかの協議をしてはどうかとの提起について、以下のとおりの取扱いとしたい。

2. 現行規定等

令和5年11月15日の議会運営委員会で決定した、質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項で、質問日の休日を除く3日前の午後1時までとされている。

3. 9月定例会議の取扱いについて

9月定例会議の一般質問では、通告期限と質問日までの間に休日が多くあり、通告期限から質問日までの期間が長期間となっているものの、申合せどおり通告期限は変えないものとする。

ただし、9月28日の一般質問の登壇予定者については、通告期限以降、大規模な災害の発生等、特別な事情の変更が生じ、通告済みの質問内容を変更する場合には、9月24日午後1時までに申出るものとし、申出があった場合は、執行部に質問内容の変更について説明するものとする。なお、変更内容が特別の事情に該当するか判断できないときは、議会運営委員会において協議する。